

職長教育のご案内

神戸東労働基準協会

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職務に就いたことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては、安全衛生責任者を選任しなければなりません。

つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので受講下さるようご案内いたします。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった、「食品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業（*）を除く）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに追加されました。*は、すでに職長教育の対象

年間予定：講習日は、概ね3か月前に決まり次第●の欄の月に記載いたします

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職長教育	9日(火)10日(水)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—

講習場所

㈱神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター

神戸市灘区浜田町4-1 [地図はこちら](#)

JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分

阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分

講習カリキュラム(職長教育)

	講習科目	規定時間
1日目	8:00-8:50 受付	
	8:50-9:00 オリエンテーション	
	9:00-9:20 職長の役割	20分
	9:20-12:00 労働者に対する指導または監督の方法に関する事	2.5時間
	12:00-12:45 昼食休憩	
	12:45-14:45 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事	2時間
	14:45-15:00 休憩	
2日目	15:00-17:00 その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関する事	2時間
	8:30-8:50 受付	
	8:50-9:00 オリエンテーション	
	9:00-12:05 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	4時間
	12:05-12:35 昼食休憩	
	12:35-13:35 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	
	13:35-15:05 異常時等における措置に関する事	1.5時間

料金

職長教育受講料

- ・会 員(*)：13,530円/名
(受講料 12,650円+テキスト代 880円)
- (*) 神戸東・神戸西労働基準協会員
- ・非会員：15,730円/名
(受講料 14,850円+テキスト代 880円)

- ・料金は、申込日から15～20日以内をメドに
下記口座へ振込願います。
- 振込手数料はご負担下さい。
- ただし、締切日直前の申込の場合は、
講習5日前までに振込願います。

